

政策的に指定された港湾の概要～国際コンテナ戦略港湾～

国際コンテナ戦略港湾の取り組み

平成21年10月に設置された国土交通省成長戦略会議において、検討課題の一つである「海洋国家日本の復権」の一環として、大型化が進むコンテナ船に対応し、アジア主要国と遜色のないコスト・サービスの実現を目指すため、「選択」と「集中」に基づいた国際コンテナ戦略港湾の選定を行うこととした。

平成22年8月、「民」の視点の港湾運営、コスト低減策、国内貨物の集荷策などの具体性、計画性、実現性など今後の伸びしろを重視する選定基準により、国際コンテナ戦略港湾として阪神港及び京浜港を選定した。

選定された国際コンテナ戦略港湾においては、内航・トラック・鉄道によるフィーダー網の抜本的強化に向けた施策等を推進するとともに、その運営にあたっては、民間企業が出資する「港湾運営会社」を設立し、「民」の視点による戦略的な一体運営の実現等により公設民営化等を通じ、国際競争力の強化を図ることとしている。

これらを法制面から整備するため、港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律が平成23年3月31日に成立・即日公布、同年12月15日に全面施行となった。

その後、さらなる船舶の大型化や船社間の連携の進展により、基幹航路の寄港地絞り込み等が進んでいる状況を踏まえ、平成26年1月に、国際コンテナ戦略港湾政策推進委員会において、戦略港湾への広域からの貨物集約等による「集貨」、戦略港湾背後への産業集積による「創貨」、大水深コンテナターミナルの機能強化や港湾運営会社に対する国の出資制度の創設等による「競争力強化」の3本柱からなる「最終とりまとめ」を公表した。

同委員会の議論を踏まえ、平成26年7月には、国際コンテナ戦略港湾の港湾運営会社に対して国からの出資を可能にするとともに、無利子貸付制度の対象施設に国際コンテナ戦略港湾の埠頭近傍の流通加工機能を伴う倉庫を追加すること等を内容とする「港湾法の一部を改正する法律」が施行された。

平成26年10月には阪神港の港湾運営会社となる「阪神国際港湾株式会社」が設立され、同年12月には同社に対して国が出資を行った。

また、平成28年1月には京浜港の港湾運営会社となる「横浜川崎国際港湾株式会社」が設立され、同年3月には同社に対して国が出資を行った。

平成31年3月には、「最終とりまとめ」以降5年が経過したことから、これまでの政策目標の達成状況、個別施策の実施状況をフォローアップし、AI、IoT、自動化技術の発展等の状況の変化を踏まえて、政策目標と個別施策の見直しを行った結果を「最終とりまとめフォローアップ」として公表した。

今後は、欧州・北米航路をはじめ、中南米・アフリカ等多方面・多頻度の直航サービスを充実させることで、グローバルに展開する我が国立地企業のサプライチェーンマネジメントに貢献することを政策目標として、「Cargo Volume（貨物量）」「Cost（コスト）」「Convenience（利便性）」の3つの要件を備えた国際コンテナ戦略港湾の実現を目指す。

このため、重点的・効率的な集貨、コンテナターミナルの生産性向上、港湾の完全電子化をはじめとする「集貨」「創貨」「競争力強化」の3本柱の取り組みを引き続き推進していく。

「港湾法改正（港湾の種類の見直し・基本方針・港湾運営会社関係）について」

http://www.mlit.go.jp/kowan/kowan_tk2_000003.html

「港湾運営会社からの暴力団等の排除に関する方針について」

<https://www.mlit.go.jp/common/000185957.pdf>

「国土交通大臣が行う港湾運営会社の指定について」

<https://www.mlit.go.jp/common/000185893.pdf>

「とん税・特別とん税に係る特例措置について」

https://www.mlit.go.jp/kowan/kowan_tk2_000044.html

資料：国土交通省ホームページ https://www.mlit.go.jp/kowan/kowan_tk2_000002.html

国際コンテナ戦略港湾の選定結果

平成 22 年 8 月 6 日発表

●選定港（国際コンテナ戦略港湾）

阪神港（神戸港、大阪港）

京浜港（東京港、川崎港、横浜港）

資料：国土交通省ホームページ



国際コンテナ戦略港湾 選定までの経緯等

国際コンテナ戦略港湾政策について

http://www.mlit.go.jp/kowan/kowan_tk2_000002.html

資料：国土交通省ホームページ

国際コンテナ戦略港湾政策の概要

政策 目 的	政策目的：国際基幹航路の我が国への寄港を維持・拡大すること		
	○ 国際基幹航路の我が国への寄港を維持・拡大することにより、 企業の立地環境を向上 させ、 我が国経済の国際競争力を強化 ⇒ 雇用と所得の維持・創出 ※国際基幹航路の 我が国への直接寄港が少なくなると 、本来最も安価で短時間の直接寄港ルートが減るというサービス水準の直接の低下に加え、我が国立地企業の輸送が海外トランシップを経るルートを選択せざるを得なくなり、我が国立地企業が直接寄港ルートとの比較による価格交渉力を失い、 海外トランシップルートの料金高騰 等立地環境の悪化を招く。また、積み替え時の積み残し等による 遅延リスク、荷傷みのリスク 等も懸念される。		
政策 目 標	平成26年から、概ね5年以内 国際コンテナ戦略港湾に寄港する 欧州基幹航路を週3便に増やす とともに、 北米基幹航路のデイリー寄港を維持・拡大 する。また、アフリカ、南米、中東・インドといった、 現状で我が国への寄港が少ない航路の誘致 も進める。		
	平成26年から、概ね10年以内 国際コンテナ戦略港湾において、グローバルに展開する我が国立地企業のサプライチェーンマネジメントに資する 多方面・多頻度の直航サービスを充実 する。		
主 な 施 策	国際コンテナ戦略港湾への「集貨」	国際コンテナ戦略港湾背後への産業集積による「創貨」	国際コンテナ戦略港湾の「競争力強化」
	○国際コンテナ戦略港湾の港湾運営会社に対する集貨支援	○国際コンテナ戦略港湾背後に立地する物流施設の整備に対する支援	○コンテナ船の大型化や取扱貨物量の増大等に対応するための、大水深コンテナターミナルの機能強化 ○荷役システムや情報技術を活用した海上コンテナ物流の高度化実証事業等によるコスト削減、利便性向上のための取組の推進 ○国際コンテナ戦略港湾の港湾運営会社に対する国の出資
			

資料：国土交通省ホームページ <http://www.mlit.go.jp/common/001121717.pdf>

国際コンテナ戦略港湾 選定後の動き

- 平成 24 年 10 月 17 日 阪神港における特例港湾運営会社を指定
http://www.mlit.go.jp/report/press/port02_hh_000063.html
- 平成 24 年 12 月 25 日 横浜港における特例港湾運営会社を指定
http://www.mlit.go.jp/report/press/port02_hh_000065.html
- 平成 26 年 1 月 8 日 川崎港及び東京港における特例港湾運営会社を指定
http://www.mlit.go.jp/report/press/port02_hh_000079.html
- 平成 26 年 7 月 1 日 「港湾法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令」
及び「港湾法施行令の一部を改正する政令」の施行
http://www.mlit.go.jp/report/press/port01_hh_000150.html
- 平成 26 年 11 月 12 日 名古屋港及び四日市港における特例港湾運営会社を指定
http://www.mlit.go.jp/report/press/port02_hh_000088.html
- 平成 26 年 11 月 47 日 「創貨ワーキンググループ」を設置
https://www.mlit.go.jp/kowan/kowan_tk2_000010.html
- 平成 26 年 11 月 28 日 阪神港における港湾運営会社を指定
http://www.mlit.go.jp/kowan/kowan_tk2_000011.html
- 平成 26 年 12 月 26 日 港湾運営会社である「阪神国際港湾株式会社」に対して国が出資
http://www.mlit.go.jp/kowan/kowan_tk2_000012.html
- 平成 28 年 3 月 4 日 京浜港における港湾運営会社を指定
http://www.mlit.go.jp/kowan/kowan_tk2_000015.html
- 平成 28 年 3 月 25 日 京浜港の港湾運営会社である横浜川崎国際港湾株式会社に対して国が出資
http://www.mlit.go.jp/kowan/kowan_tk2_000016.html
- 平成 31 年 3 月 28 日 国際コンテナ戦略港湾政策推進委員会
最終とりまとめフォローアップを公表
https://www.mlit.go.jp/report/press/port02_hh_000141.html
- 令和 2 年 8 月 19 日 「国際コンテナ戦略港湾政策推進ワーキンググループ」を設置
https://www.mlit.go.jp/kowan/kowan_tk2_000045.html
- 令和 5 年 2 月 3 日 「新しい国際コンテナ戦略港湾政策の進め方検討委員会」を設置
https://www.mlit.go.jp/report/press/port02_hh_000165.html
- 令和 5 年 6 月 27 日 「新しい国際コンテナ戦略港湾政策の進め方検討委員会
中間とりまとめ」公表
https://www.mlit.go.jp/kowan/kowan_fr2_000040.html
- 令和 5 年 9 月 22 日 国際コンテナ戦略港湾（京浜港、阪神港）における国際
基幹航路とフィーダー航路の積替実証輸送の公募
https://www.mlit.go.jp/report/press/port02_hh_000191.html
- 令和 5 年 12 月 22 日 国際コンテナ戦略港湾における積替実証輸送の参加者を選定
https://www.mlit.go.jp/report/press/port02_hh_000199.html

国際コンテナ戦略港湾政策推進委員会

国際コンテナ戦略港湾政策については、平成22年8月に阪神港、京浜港を選定して以降、両港においてハード・ソフト一体となった施策を集中してきた。一方、コンテナ船のさらなる大型化や基幹航路の再編等、海運・港湾を取り巻く情勢が変化するとともに、「日本再興戦略」等政府の決定において、国際コンテナ戦略港湾政策の推進が盛り込まれたところ。

このような状況を踏まえ、国際コンテナ戦略港湾政策全体を深化させるとともに、取組を加速していくため、「国際コンテナ戦略港湾政策推進委員会」を設置することとした。

- 平成25年7月10日 「国際コンテナ戦略港湾政策推進委員会」設置

http://www.mlit.go.jp/kowan/kowan_tk2_000002.html

- 平成25年8月27日 「国際コンテナ戦略港湾政策推進委員会」中間とりまとめ

http://www.mlit.go.jp/report/press/port02_hh_000073.html

- 平成26年1月20日 「国際コンテナ戦略港湾政策推進委員会 最終とりまとめ」公表

http://www.mlit.go.jp/report/press/port02_hh_000080.html

- 平成31年3月28日 「国際コンテナ戦略港湾政策推進委員会 最終とりまとめフォローアップ」公表

https://www.mlit.go.jp/report/press/port02_hh_000141.html

資料：国土交通省ホームページ http://www.mlit.go.jp/kowan/kowan_tk2_000002.html

新しい国際コンテナ戦略港湾政策の進め方検討委員

新型コロナウイルス感染症の影響による世界的な国際海上コンテナ物流の混乱など、激変する国際物流情勢を踏まえ、これまで進めてきた国際コンテナ戦略港湾政策をフォローアップし、今後の進め方について検討を行うため、「新しい国際コンテナ戦略港湾政策の進め方検討委員会」を設置・開催することとした。

- 令和5年2月3日 「新しい国際コンテナ戦略港湾政策の進め方検討委員会」設置

https://www.mlit.go.jp/kowan/kowan_tk2_000067.html

- 平成5年6月27日 「新しい国際コンテナ戦略港湾政策の進め方検討委員会 中間とりまとめ」公表

https://www.mlit.go.jp/report/press/port02_hh_000188.html

資料：国土交通省ホームページ http://www.mlit.go.jp/kowan/kowan_tk2_000002.html